

令和7年9月12日

## 宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会



# 宇部市議会文教民生委員会会議録

- 1 日 時** 令和7年9月12日（金）  
午前9時57分から午前11時37分まで
- 2 場 所** 第3委員会室
- 3 事 件** (1) 議案第89号 物品購入の件（タブレット端末機器（iPadOS）一式）  
(2) 議案第82号 宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件  
(3) 議案第88号 工事請負契約締結の件（見初ふれあいセンター新築（建築主体）工事）  
(4) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業について  
(5) 議案第83号 宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件  
(6) そ の 他

## 4 出席委員（8名）

委員長	城 美 暁 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委員	浅 田 徹 君	委員	五十嵐 仁 美 君
委員	笠 井 泰 孝 君	委員	重 枝 尚 治 君
委員	松 岡 伸 一 君	委員	三 好 保 雄 君

## 5 欠席委員（1名）

委員 西 村 享 平 君

## 6 その他の出席者（0名）

## 7 説明のため出席した者

- (1) 議案第89号 物品購入の件（タブレット端末機器（iPadOS）一式）

教育委員会

教 育 長	野 口 政 吾 君
部 長	濱 原 貴 宏 君
次 長	中 村 大 吾 君
学校教育課長	叶 屋 良 太 君
同課副課長	長 嶺 茂 雄 君

- (2) 議案第82号 宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件

市民環境部

部 長	床 本 晋 二 君
-----	-----------

次	長	上	田	康次郎	君
次	長	民	谷	有 弘	君
	人権・男女共同参画推進課長	半	田	操	君
同課副課長		奈	須	智 孝	君
教育委員会					
部	長	濱	原	貴 宏	君
次	長	中	村	大 吾	君
人権教育課長		吉	田	和 弘	君

(3) 議案第88号 工事請負契約締結の件（見初ふれあいセンター新築（建築主体）工事）

市民環境部

部	長	床	本	晋 二	君
次	長	上	田	康次郎	君
次	長	民	谷	有 弘	君
市民活動課長		小	林	圭一郎	君
同課副課長		鈴	木	央 子	君

都市政策部

営繕課長		黒	田	未 来	君
同課副課長		増	田	喜 邦	君
同課主査		福	田	庄 吾	君

(4) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業について

市民環境部

部	長	床	本	晋 二	君
次	長	上	田	康次郎	君
次	長	民	谷	有 弘	君
環境政策課長		田	辺	義 和	君
同課副課長		西	岡	茂	君
同課主査		白	石	徹	君

都市政策部

営繕課長		黒	田	未 来	君
同課副課長		増	田	喜 邦	君
同課主査		福	田	庄 吾	君

(5) 議案第83号 宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例制定の件

こども未来部

部 長	濱 田 修 二 君
次 長	上 村 圭 二 君
保育幼稚園課長	西 村 昌 隆 君
同 課 副 課 長	下 元 静 枝 君

**8 事務局職員出席者**

書 記 木 村 美 紀 君

**9 傍聴者**

宇部日報社2名

---

——— 午前9時57分開会 ———

**委員長（城美 暁 君）** 皆さん、おはようございます。

時間が早いですが、始めたいと思います。

ただいまから委員会を開催いたします。

本日、西村委員につきましては、欠席の旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日の審査は、お手元に配付の日程（案）に従って進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在2名の申込みがありますのでこれを許可することといたします。

なお、本日の委員会に対して、この後に、傍聴の申込みがあった場合はこれを許可することといたします。

また審査中であっても、入退室可能ということですので、念のため申し上げます。

---

**委員長（城美 暁 君）** それでは初めに、議案第89号物品購入の件（タブレット端末機器（iPad OS）一式）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 皆さんおはようございます。教育委員会です。よろしくお願いいたします。

それでは議案第89号物品購入の件につきまして、学校教育課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** 学校教育課長の叶屋です。よろしくお願いいたします。

では、議案第89号タブレット端末機器（iPad OS）一式の物品購入の件について御説明いたします。

平成27年度から令和5年度までに整備いたしました児童生徒用端末10,430台につきましては、GIGAスクール構想第2期である令和6年度から令和10年度にかけて順次更新することとしており、令和7年度では、予備機339台を含む2,252台を更新し、ICT学習環境の充実を図るものです。

契約方法としましては、県のGIGAスクール用共同調達審査部会において、プロポーザル審査により、選定された受託候補者と最終的な仕様等を決める協議を行い、その後に随意契約するものですが、予定価格が2,000万円以上となるため、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第3条の規定により、市議会の議決を求めるものです。

説明は以上となります。御審査をよろしくお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。三好委員。

**委員（三好 保雄 君）** iPadですけども、これは小学1、2年生用にということですか。

**委員長（城美 暁 君）** 答弁を求めますか。

**委員（三好 保雄 君）** お願いします。何年生が使うのか。

**執行部** 令和7年度については、小学1年生、小学2年生のタブレットについて更新する予定にしております。

**委員（三好 保雄 君）** 私も現場で使ってきた者なのですけれども、いろいろ使って5年間使われたわけですね。令和7年6月議会でも質問させていただいたのですけれども、やはり書くということが小学1年生、2年生は基本だろうということで、小学1、2年生は現場ではあまり必要がないかなと自分自身の経験の中ではありますが、その辺は検討されたでしょうか。

**執行部** 小学1、2年生につきまして、これからのDX社会の中で生きていくためには素地をやはりつくっていく必要がある、鍛えていく必要があるということで、必要があると判断をしたところでは。

**委員（三好 保雄 君）** これは県下全部一緒に、全国小学1、2年生もやはり持たせようということですか。

**執行部** これについては、GIGAスクール構想に基づきまして、全国一律になっております。

**委員（三好 保雄 君）** ありがとうございます。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 今、説明でこれまで整備した端末が全部で1万台とか言われて、小学1、2年生の端末をまず更新するということなのですが、学校ごとに更新するという感じなのか。2,200台ぐらいの端末は、宇部市全体の小学1、2年生を対象にということでしょうか。それとも、ちょっと不具合があるのを優先的にやるとか。その辺の形態を教えてください。

執行部 今年度は市全体の小学校1、2年生の端末を対象にしております。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） 今使っているのがいつのiPadなのかということと、本体機械として使っているものに何か不具合があるのかというのが分かれば教えてください。

執行部 現在更新をかけようとしている端末は、購入してから、7年、長ければ8年とか使っているものになります。なので、システムの更新とかも、ちょっと追いついていないというのがありますので、急いで小学1、2年生のiPadを更新しないといけないというところがあります。

なぜかという、iPadは壊れにくいので、今まで使用できたというのがあるのですが、OS更新がちょっと追いついていないので、端末の更新を急いでかけるというところです。

委員（松岡 伸一 君） 分かりました。結構長く使っているということですね。今後もおそらく同じようなタイミングで更新ということになると。結構額も大きいのですが、必要な更新ですね。どのぐらいのスパンで更新するのかなというのが知りたかったのですが、分かりました。ありがとうございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第89号物品購入の件（タブレット端末機器（iPadOS）一式）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

**委員長（城美 暁 君）** それでは次に、議案第82号宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** おはようございます。議案第82号宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件について御説明いたします。

これは、人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるまちの実現を目的として、条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

**執行部** それでは、宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件に関しまして、お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、条例制定に至った背景についてです。

近年、インターネットの普及によりSNS上での誹謗中傷が深刻化してきており、中にはそれが原因で命を落とされるような方もいらっしゃいます。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、医療従事者や感染症罹患者へのいわれない誹謗中傷や偏見も問題となったところです。

本市ではこれまでも、宇部市人権教育・啓発推進指針に基づき、人権教育・啓発に取り組んでおりますが、令和6年度に実施した市民意識調査の中で、「一人一人の人権が尊重されていると思いますか」という質問に対し、「そうは思わない」が7%、「どちらかといえばそう思わない」が9.6%の回答があり、性別や世代、居住地区によらず、一定数の方は人権が尊重されているとっていないとの結果でした。

また、令和2年9月に実施した人権に関する市民意識調査においても、暴力や虐待、地域や職場などでの仲間外れ、人種や信条、性別、心身の障害などによる差別待遇、インターネットによる人権侵害などを経験したという回答が寄せられています。

このようなことから、個人の価値観が多様化し、社会情勢が変化する中であっても、市民一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、誰もが生きづらさを感じることなく、安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、市民等や事業者の意識改革、人権意識の高揚を図り、オール宇部市として主体的に人権課題に取り組んでいくための施策の礎、根拠となる条例が必要と考えました。

制定の目的としましては、人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるまちの実現を目指すものです。

次に、条例案提出までの経緯を簡単に御説明いたします。

令和6年度中に宇部市人権施策推進審議会を計4回開催して、条例に盛り込む内容等について調査審議をしていただき、令和7年3月12日に同審議会から市長へ答申がなされました。

その後、答申を基に条例案を作成し、令和7年5月3日から6月2日の間、パブリックコメントを実施し、結果については資料にあります宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）に対する意見募集結果についてのとおりで、7月11日に市公式ウェブサイトで公表しております。

令和7年6月議会では、本委員会へ同審議会の開催状況を報告させていただいております。

次に、条例（案）についてです。

資料を御覧ください。

条例は、前文と全11条、附則の構成としております。

条例で定める主な内容としましては、第3条で基本理念、第5条で市の責務、第6条で市民等の役割、第7条で事業者の役割を定めております。

施行日は、公布の日としております。

なお、令和7年6月の本委員会でお尋ねのありました、条文中の障害者の表記についてですが、こちらは、本市の条例や規則については全て漢字表記としていることから、本条例についても同様の取扱いとしております。

最後に、今後の取組についてです。

誰もが「自分ごと」として考えることができるよう人権尊重の理念を普及させ、将来にわたって継続していくため、条例を施策の根幹とし、市民等や事業者と協働しながら、啓発活動のさらなる充実を図るとともに、市民の安心への支援のため、関係機関との連携による相談体制の充実も図っていきたいと考えております。

また、これまで実施してきた教育活動につきましても、より多くの市民の方に教育が行き渡り、人権意識の高揚と人権感覚が身に付くことにつながる活動となるよう見直すとともに、小中学校におきましては、本条例の趣旨を分かりやすく説明する資料を作成し、人権学習の際の一つの教材として活用する方向で、現在、検討しているところです。

説明は、以上となります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。浅田委員。

**委員（浅田 徹 君）** では、質問で、ちょっとお聞きするのですがけれども、まず前文で、以前出された条例の案と、ちょっと文言が変わっている部分がありまして、5段落目で、「市民一人ひとりが、互いの多様性について認識を深め、」となっておりますけれども、以前の案では、

「私たち市民が一丸となって」と書いてあったのですが、この変えた理由は何でしょうか。

**執行部** こちらにつきましては、パブリックコメントの実施終了後に、その内容を反映させるかどうかの検討をし、さらに言葉の使い方については、総務課にも内容の確認等をお願いしながら、言葉等の整備をしたところです。そういった中におきまして、今お出しした条例案に使っている言葉のほうが適切で良いのではないかということで、言葉も少しずつ当初案よりも変更した部分がございます。

**委員（浅田 徹 君）** 確かに内容的には、一人ひとりとしたほうが良いというのは理解できるところではありますが、その理由については特にそれがいいのではないかというだけですか。

**執行部** そうです。より、理念とかが伝わるような内容にというところで、そういった表現にしたということです。

**委員（浅田 徹 君）** また、前文なのですけれども、3段落目で、「人権に関する社会的課題は数多く存在し、子どもや高齢者に対するいじめや虐待」と書いてありますけれども、ここでいう子供、また高齢者というのは、どういった方を指すのですか。年齢の幅はどのように捉えていますか。

**執行部** ここでいう子供や高齢者は、一般的な観点で、子供といえば18歳未満の子供、高齢者といえば概ね65歳以上、こども計画などであればもっと年代が幅広いと思うのですが、一般的な解釈での子供や高齢者というふうに捉えています。

以上でございます。

**委員（浅田 徹 君）** すみません。続いて、第2条のところに文言の説明があるのですが、その3号で、不当な差別の解説のところに、「年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別」と書いてありますけれども、このその他というのは、何か想定されていますか。

**執行部** 例えば、犯罪歴のある方、逆に被害者の方、加害者の方、あとは先ほどちょっと説明にも出ましたけれども、感染症等に罹患された方、そういった方をその他に入れています。

**委員（浅田 徹 君）** 第8条ですけれども、これが以前の案では、1項と2項と二項に分かれていたのですけれども、こちらでは一文にまとめられています。これはどういった理由でしょうか。

**執行部** 第8条のほうに変更した理由につきまして、人権審議会等におきましては、他市の条例等も参考にしながら、表現等についても慎重に審議等もしていただいたところなのですけれども、パブリックコメントをいただいた中で、第1項と第2項に分けているところは違いがよく分からないので一つにまとめたほうが分かりやすいのではないかと、市だけではなく、誰かと一緒になってやっていくということの意味合いで、誰々と連携するという表現を入れてはどうかという御意見がありました。それを受けまして、市民の方に理解していただくということが最重要

であろうと判断しまして、条文の内容の意味合いは変えずに文章の整理をしたところです。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。松岡委員。

**委員（松岡 伸一 君）** 先ほど御説明いただいて、条例案についての障害者の表記は前回もお話があったかと思っています。この条例に関したことでないかなとは思いますが、やはり趣旨としてはこの前もあったようにひらがなの表記というのは、よりその人権尊重に沿った内容なのではないかなと思っています。

ただ、今の基準として、今回の定例会で私の一般質問でも障害就労のことをさせていただいて、その時も最初はひらがなで質問通告を出したのですがけれども漢字に修正しました。決して間違っている言葉ではないのですが、漢字表記というのは、ただやはりその当事者の方の受け止めという意味でのひらがな表記が最近の流れかなと思うので、今後表記も含めて何か変更する計画は今の時点ではないかもしれませんが、お考えがもうちょっとあればお聞かせいただけたらと思っています。

**執行部** 特にこの条例につきまして、やはり現在の本市での使用の仕方ということで漢字表記にさせていただいておりますけれども、これからパンフレット等も作成していこうと準備も進めておりますので、そうした中におきましては、ひらがな表記も使用していこうかなと考えております。

以上です。

**委員（松岡 伸一 君）** ぜひ目に見える部分、表に出やすいところはそういうふうに積極的にやっていただきたいですし、条文も含めて、始めからひらがなというのも考えていっていいのかなと思うので、これは私の思いですが、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

**執行部** 今、委員の御指摘のとおり、どういう表記がいいのか。今、人権・男女共同参画推進課長が先ほど説明しましたように、あくまで条例、令規的な観点であり、他にも複数の条例規則等がございます。法制執務の総務課ともいろいろ協議をしています。国からは、特段の指示はございませんし、人権団体等のほう、障害者団体のほうからも特段それに対して御意見がないようなのですが、今の委員の意見を踏まえ、市役所の中で今後そういったことで精査されていくものと考えています。

以上でございます。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第82号宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** それでは次に、議案第88号工事請負契約締結の件（見初ふれあいセンター新築（建築主体）工事）を議題とします

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第88号工事請負契約締結の件（見初ふれあいセンター新築（建築主体）工事）について御説明いたします。

これは、建設から50年以上が経過し、老朽化が著しい見初ふれあいセンターについて、地域の拠点かつ避難所機能を有する施設として、地域住民が安心して利用できるよう、現在の設置場所から見初小学校の運動場内に新たに建設するものでございます。

このたび、一般入札を行い落札者が決定しましたので、相手方の事業者と当該工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査をよろしく申し上げます。

**執行部** それでは、議案第88号工事請負契約締結の件について御説明いたします。

議案集の59ページになります。

工事名は、見初ふれあいセンター新築（建築主体）工事。

工事場所は、宇部市松山町二丁目4番42号。

請負金額は、2億3,561万7,800円で、うち消費税額及び地方消費税額は2,141万9,800円。

契約の方法は、一般競争入札。

工事の概要は、鉄骨造平家建て、延べ面積は499.10平方メートルで、現在の見初ふれあいセンターと比較して189.5平方メートルの減少となっております。

平家建てとした理由につきましては、コスト面では2階建てよりも一、二割程度増額となることも見込まれますが、地元との協議を踏まえ、バリアフリーの観点や、階段、廊下、トイレなどの面積が削減でき、居室面積を広く確保できること、さらに見初小学校運動場の必要面積も確保でき、駐車場も30台以上確保できることから、平家建てを採用し、構造については、鉄筋コン

クリート造よりも安価で工期も短縮できる鉄骨造としております。

契約の相手方は、宇部市西平原四丁目3番15号、不動建設株式会社、代表取締役石田成嗣です。

次に、60ページの議案第88号参考図を御覧ください。

敷地の利用状況を示す配置図となっております。

斜線で示した部分が、対象となる見初ふれあいセンターです。

見初小学校運動場の北側、市道緑橋芝中線沿いに建築し、児童の登校等の動線と重ならないように、進入口を校門北側に新たに設置します。

現在、基礎工事に着手しており、議決をいただいた後に引き続き、建築主体工事に着手し、令和8年9月に完成する予定です。

次に、建物の詳細について御説明いたします。

議案第88号説明資料を御覧ください。

見初ふれあいセンターの平面図になります。

図面で言いますと、右側、東南面になりますが、そちらのほうに玄関、地域広報活動室、事務室、大会議室、それから中央部にホールや調理室、中会議室、図面左側、北西面になる方向に男子トイレ、女子トイレ、みんなのトイレ、小会議室、授乳室、和室を配置しております。

また、ふれあいセンターですので避難所の機能としましては、収容人数約50人程度となる見込みで、災害時には、敷地内に設置予定の防災倉庫から平家の利点を生かして、会議室や和室の掃き出し窓から資材等の搬入が速やかに行えるようにしております。

見初ふれあいセンターが地域の拠点として、全ての機能がどなたでも安心して利用いただけるよう配慮しております。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしく願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。五十嵐委員。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 男子トイレ、女子トイレそして多機能トイレが設置されることになっていきますけれども、それぞれの数を教えてください。

**執行部** 工事担当課の営繕課です。

男子トイレは小便器が4基、洋便器が2基、女子トイレは洋便器が4基となっています。

多機能トイレにつきましては、洋便器が1基となっています。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 災害時の避難場所としても利用するということですので、なるべくたくさん、特に女子トイレというのはやはりたくさんあるべきかなということもあって、も

う最大限4基が限度ということですか。

**執行部** 災害時も考慮して、洋便器の数を設置しています。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 災害時に利用しないのであれば、もっと便器の数は少なかったということですか。

**執行部** 当然、見初ふれあいセンターについては避難所ということで、多くの方が訪れる可能性がございます。どこまでの便器数があるのかというのは、なかなか判断が難しいところでございますけれども、許容された建築用地の中で、当然貸室とか事務所とかもございますので、その中で最大限取れる便器数が4基であったと。それについては、先ほど営繕課長が申し上げましたとおり、災害時を考慮し、最大限取っているということでございます。

以上でございます。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 昔はトイレの数が本当に少ないということで、今、全国の動きとしては、最低でも女子トイレの便器は男子トイレの2倍の数に増やそうというような動きもちよっと出ている中で、やはりその4基は少ないのではないかなと感じたので、もう今回の場合は仕方ないですけれども、これから建設するに当たって、やはりそういうのを考慮していてもらいたいなと思います。

**執行部** 今、委員がおっしゃるとおり、今回の議会の中ではありますけれども、女性トイレは3倍程度とか、そういう話もありました。

あくまで通常時の仕様としては、男子トイレ、女子トイレ、そして多機能トイレと分かれていますので、災害時には当然多機能トイレは女性の方も使えますし、場合によっては男子トイレの使い方を考えてということもできるのではないかなと考えております。

以上でございます。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。笠井委員。

**委員（笠井 泰孝 君）** 今回のふれあいセンターは別の場所に造られるということですが、現在のふれあいセンターはその後どうなるのでしょうか。

**執行部** 現在の宇部市公共施設等個別施設計画では、建物付で売却する方向で検討するというふうになっております。

以上でございます。

**委員（笠井 泰孝 君）** それで説明資料の中で、地域広報活動室というのがありますが、扉が事務室を通っていくような図面なのですが、地域広報活動室とは、具体的にはどういう活動をされるというか、どういう目的で使用をされるのでしょうか、お尋ねいたします。

**執行部** 地域広報活動室につきましては地域のコミュニティ推進協議会、見初では地域づくり協議会になると思うのですけれども、こちらのほうで地域だよりとか、いろいろな活動をされた

り、また広報の仕分け等をされる用途で使用される予定としております。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。重枝委員。

**委員（重枝 尚治 君）** 今の笠井委員の地域広報活動室の件ですが、外からも出入りができるのですか。

**執行部** 出入口は事務室側からのほうになると思います。

**委員（重枝 尚治 君）** 中会議室と大会議室の仕切りは、例えばオープンになるとか、そういう造りですか。

**執行部** こちらについては、仕切りは可動式ではないということになります。

**委員（重枝 尚治 君）** 最後に、玄関の給湯室の並びで外側の何か囲いがありますが、これは防災倉庫とかそういう物置になっているのですか。

**執行部** 図でいうと右側の四角のところは、出入りのためのスロープを表示しています。

**委員（重枝 尚治 君）** 車椅子用とかですか。

**執行部** そうです。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。浅田委員。

**委員（浅田 徹 君）** すみません。先ほどと似たようなところで、スロープというのは分かったのですが、この玄関に続くこれは点字ブロックか何かですか。

ほかに、災害時の支援拠点としてとおっしゃっていましたが、災害物資を備蓄する倉庫みたいなものは、このふれあいセンター自体にはないということでしょうか。

**執行部** 面積の都合上、建物内部にはそういったスペースは設けておりません。外部に倉庫を設置する予定としております。

**委員（浅田 徹 君）** トイレですが、災害時などでは特にその建物内のトイレだけでは足りず、外に仮設のトイレを設置するというようなこともあるかと思うのです。そういった際にマンホールトイレの場合だと溜まらずに流れていくので、その後の運営がやりやすいという話も聞きます。そういったマンホールトイレの場所の想定とかはされているのでしょうか。

**執行部** ここは小学校と隣接しています。小学校屋内運動場も今回建て替えになっておりますので、防災関係のトイレも、そちらのほうと連携して運用できるような形で避難所として活用していきます。

以上です。

**委員（浅田 徹 君）** それと、小会議室の北側ですか。これは掃き出し窓がついているように見えるのですが、これは出入りできるということなのですか。

**執行部** 掃き出し窓を開けば、出入りは一応可能となっております。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。三好委員。

**委員（三好 保雄 君）** 今、お話のありましたこのふれあいセンターと小学校のほうに

新しく造った体育館等の位置関係、距離は、どのくらいあるのでしょうか。

**執行部** 現状の見初小学校校門から通路として、運動場と校舎部分を仕切る通路があります。その通路の向こう側に屋内運動場が建設されており、反対側に駐車場を挟んでふれあいセンターということになりますが、距離的には50メートル前後だと思います。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。松岡委員。

**委員（松岡 伸一 君）** 先ほどのトイレの続きというか、多機能トイレの中にオストメイト用の設備はあるかどうかだけ教えてください。

**執行部** オストメイト用の設備は備えています。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。青谷副委員長。

**委員（青谷 和彦 君）** 先ほど費用を考慮して、鉄筋コンクリート造ではなくて鉄骨造にされたというようなお話がありました。木造での検討はされたのでしょうか。またできない理由があれば教えてください。

**執行部** 木造の検討は、構造の比較検討する中では行いましたが、耐久性、耐火性——こちら準防火地域ですので、その辺を考慮しまして鉄骨造に決めました。

**委員（青谷 和彦 君）** ちなみに外壁と屋根の仕上げを教えてください。

**執行部** 外壁は、ALC盤といたしまして押出成形セメント版になっています。屋根はガルバリウム鋼板になっています。

**委員（青谷 和彦 君）** 屋根の形状はどういう形状でしょうか。

**執行部** 片流れ構造になっています。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

そうすると片流れにすれば、屋根の高さも少し高くなりますよね。

**執行部** そういうことになります。

**委員（青谷 和彦 君）** 分かりました。外観的にもあそこにマッチした外観になっていると。

ありがとうございます。

あと2点ほどすみません。機械設備と電気設備のそれぞれの今、予定をされている金額を教えてください。

**執行部** 電気設備工事は令和7年度着手予定で6,100万円、機械設備工事につきましても令和7年度着手予定で5,200万円の予定価格となっております。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ちなみに建物建築工事、機械設備、電気設備を合わせた金額を、坪単価に直すとどのくらいになるのでしょうか。

**執行部** 総額で約4億円になりますので、坪単価で約250万円。1平方メートル当たり80

万円程度と認識いたします。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ということは坪に直すと250万円ぐらい。

今の公共施設であれば、いろいろな物価等建築資材等の値上がりがあるから、妥当な金額かな。ちょっと個人的には少し高いのかなという気はしますけれども、当然全館空調をつけてという、そういう要素が大きいという理解でよろしいですか。

分かりました。ありがとうございます。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。浅田委員。

**委員（浅田 徹 君）** 参考図のほうなのですけれども、駐車場が身障者用駐車スペースが1か所だけになっていきますけれども、これは2か所にするとか、そういう考えですか。

**執行部** 身体障害者用駐車スペースとしては1台ですけれども、あと思いやり駐車スペースを設置する予定としております。

**委員（浅田 徹 君）** この新しく作る門に入って左に見えるところに四角形状のスペースが描いてありますが、これは何か置かれるということですか。

**執行部** こちらは建築物ではありません。駐輪スペースになります。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、終結いたします。

これより、採決します。

議案第88号工事請負契約締結の件（見初ふれあいセンター新築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

（4）宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について、執行部から報告があった。

---

**委員長（城美 暁 君）** それでは次に、議案第83号宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件をお願いいたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** こども未来部です。議案第83号宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

**執行部** それでは、議案第83号宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件についてです。

議案集は35ページになります。

説明は別に配付しております資料に沿って説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。

1、目的。令和6年6月に児童福祉法等の一部改正により新たな通園制度として、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設されました。

改正後の児童福祉法では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る基準について条例で定めなければならないとされていることから、国の基準である内閣府令に基づき、新たに条例を制定するものです。

2、事業概要についてです。乳児等通園支援事業とは、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を柔軟に利用できる制度です。

図表の中の赤い枠の中が当該事業の該当する箇所になります。

国においては、令和8年4月から全国全ての自治体で実施されることを目指しております。

(1) 実施施設について、保育所等に限らず小規模な事業者でも実施可能な制度でございます。

(2) を飛ばしまして、(3) 対象者の認定について。利用する際には、施設利用申請をしていただく必要があります。申請後、市において利用の可否に係る審査、保育所等に通っていないことの確認等を行います。認定後に施設面談、利用予約、実施ということになります。

(4) 利用可能時間は、子供1人当たり月10時間が上限となっております。これは国の実施要項において、利用可能時間の上限として定められているものになります。

(5) 利用料は、子供1人につき1時間300円程度です。これも国の実施要項において、保護者負担の標準金額として定められているものになります。

(6) 認可基準について。職員配置や施設面積などの設備及び運営に関する基準については、※1になりますけれども、国の基準、内閣府令に従って条例を定めています。

なお、本市独自の基準としましては、宇部市暴力団排除条例を受けて、第5条第2項に暴力団排除に関する内容を加えています。これは議案集の36ページのところになります。

次に実施形態ですけれども、※2と※3のところ、保育所等の定員とは別に定員を設定して児

童を受け入れる一般型と、保育所等において定員に達してない場合に定員の範囲内で児童を受け入れる余裕活用型の2種類の形態があります。

なお、条例案については、第1章から第3章までの構成となっています。

第1章は総則で、虐待防止や災害対策等、事業者を求める一般原則を定めております。

第2章は通則で、人員配置や設備基準等の各論的なものを定めています。

第3章は雑則になっております。

3 施行日について、施行日は令和8年4月1日となっています。

説明は、以上となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

質疑はありますか。五十嵐委員。

**委員（五十嵐 仁美 君）** まず、余裕活用型は保育所等において定員に達していない場合に定員の範囲内で児童を受け入れるとなっているのですが、その定員というのが、今、待機児童解消のために定員を1.25倍多く受け入れられるという感じになっているのですが、その辺りはどんなふうになるのですか。

**執行部** 国のQA等では、あくまでも余裕活用型は、基本定員の余剰枠の範囲内で受入れが可能ということになっております。

以上になります。

**委員（五十嵐 仁美 君）** ということは、1.25倍は考えずに一応決まっている定員で、余剰枠があったら入れるという感じでいいですか。

**執行部** あくまでも、余剰の中で受入れをすることになります。

**委員長（城美 暁 君）** あらかじめ定められた定数の範囲の中でということですね。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 対象者の認定で、利用者からの申請が必要ということなのですが、例えば最初に市で、その資格があるかどうかを確認した上で、その申請された施設に要請して、そこで利用者が申請するということになるのでしょうかけれども、そうするとその申請した施設だけしか利用できないという感じになるわけですか。

**執行部** あくまでもこれは認可制度になります。

事業者が手を挙げられて、市で認可を行うことになります。その上で、認可された事業所がその事業を実施する対象事業所になるので、その範囲で選んでいただくというふうになっています。

**委員（五十嵐 仁美 君）** その認可された保育所が幾つかあった場合に、希望した施設に預けてみたけれども、やはりここはちょっといまいちだということで、例えばその次に変えていくとか、そういう利用の仕方はあり得るのかどうか確認したいと思います。

**執行部** 複数施設がもし実施されるのであれば、そういった使い方も可能と思われます。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 資格の中で、市長が行う研修というのがあるのですが、これは具体的にどういうものでしょうか。

**執行部** これは人員基準でいうと、保育士の免許が必要になりますので、県等が行う保育士を対象とした研修になります。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** こども家庭庁が出している取扱いについての中にあっただけですが、その職員の中で、当該事業実施区域に係る国家戦略特別区地域限定保育士というのが出てきていたのですけれども、これは何ですか。

**執行部** 今、それに関する資料を持ち合わせてないので、後でよろしいですか。

**委員長（城美 暁 君）** 後でよろしいですか。ほかにありますか。五十嵐委員。

**委員（五十嵐 仁美 君）** ゼロ歳児おおむね3人につき1人以上というこの配置基準が出ているのですけれども、このおおむねとなっているあたりは、3人につき1人以上が、4人につき1人以上にもなりうるということですか。

**執行部** これは、3人と考えてよろしいかと思います。

**委員（五十嵐 仁美 君）** このおおむねということはもうないものとして、きちんと3人に1人としてみていいわけですね。

**執行部** おおむねと書いてあるのですけれども、あくまでも今回の条例は人員基準等が定められている内閣府令を準則として定めておりますので、あくまでも国で使っている表現であるので、おおむねという言葉はないものではないです。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 乳児室又はほふく室や保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えるとのありますけれども、この用具というのはどういうものですか。

**執行部** 具体的にこういったものと言にくいのですけれども、あくまでも一般原則を定めておりますので、この事業を行う上で、衛生的なもの、支障がないものを想定しています。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 最後に、その最低基準で、理念条例ですので「明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員」という感じで非常に抽象的な言い方をしているのですけれども、この明るく衛生的な環境というところは特に何かすごく抽象的でよく分からないのですけれども、具体的にこの部分をちょっと説明してもらえればと思います。

**執行部** 国の取扱い通知のほうに、各条ごとの説明があるのですけれども、これについては、特に国も注釈をしていません。あくまでも事業者に求める一般原則、理念的なものを想定しているということを考えると、決してこれは分かりにくい表現にはなっていないのではないかなと思

います。

あくまでも、子供を受け入れる環境として、衛生的で明るい環境を備えるものというふうに、そのまま素直に読み込んでいただければと思います。

**執行部** 今の保育幼稚園課長の説明と同じことの繰り返しになりますけれども、ちょっと表現が違うだけで、要はこの施設というのは、3歳までのお子さんを預かる施設ですので、まずはその施設自体が小さいお子さんを預かる上で、衛生的でなければいけない。

そして、その小さい子供さんを預かる、そして預ける保護者のためにも預けやすい雰囲気、そしてそこで過ごしやすい雰囲気を保たなければならないと私どもとしては考えておりますので、確かに明るい衛生的なという表現が抽象的な部分もあるかもしれませんが、私どもはそういう解釈をして、保育園同様の保育環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**執行部** あくまでも一般原則というものを示しているものなので、事業者の方から見ても、市民の保護者の方から見られても、率直に明るくて、衛生的なものが必要と受け取られるのではないかなと考えています。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。浅田委員。

**委員（浅田 徹 君）** 事業者に手を挙げていただくという話ですけれども、手が挙がらなかったらどうされるのですか。

**執行部** 確かに御指摘があるように、人の確保の問題とか、ただ幼稚園とかであれば、ゼロ歳児とかそういったお子さんを受け入れるのがなかなか不慣れな面があるので、あくまでも経営判断によるところがあると思います。なかなか手が挙がりにくい面がありますけれども、このスケジュール的には秋ぐらいに事業者周知をして働きかけをしていきますので、その状況を見てということになるかと思います。

以上です。

**委員（浅田 徹 君）** 状況を見て、手が挙がらなかったらどうしますかという……。

**執行部** 国のQAとかでも、私立等でそういった民間事業者で手が挙がらない場合は公立のほうでも検討をしてみる事業だという指示がされているところです。

以上です。

**委員（浅田 徹 君）** では、少なくとも公立のほうではやることになるであろうというふうに捉えてよろしいですか。

**執行部** 今の段階ではちょっと、必ず公立でやりますとか、そういった明言はできないのではないかと考えています。

**執行部** すみません。ちょっと補足ですけれども、今、保育幼稚園課長が申した公立で必ずやることについて明言できないというのは、これからしっかり制度内容もはっきりしましたので、

今回の条例だと、もし認めていただければ基準も私立の保育園や幼稚園また民間施設に対して提示もできます。そういった内容をしっかり説明した上で、手が挙げれば、そちらのほうに依頼することも当然ありますし、挙げなければ、公立という選択肢を選ばざるをえないということですので、今、公立がやりますということは、まだちょっと明言はできかねると。

今からしっかりとどこか民間事業者のほうに御理解をいただいて、実施していただけるように説明をしてまいりたいと考えています。

ただ、宇部市として、こども誰でも通園制度がどこの施設もやらないという状態はないように、しっかり取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** では、こども誰でも通園制度は、その受入れ先が確定しないことには多分まず受け入れてもらえないので。受入れ先が決まった上で、一般の方にこういう制度がありますということを周知するという動きでやっていくということですか。

**執行部** 先ほどちょっと申し上げたように、これから事業者周知をして働きかけをしてその上で、それと併せてこういった制度が始まりましたということもウェブサイト等で周知をしていくようになります。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** だから、同時に周知するわけではないですね。

受入れ先が決まらないことには、幾ら希望者が出ても、受け入れてもらえないということなので、まず受入れ先はきちんと幾つか……。幾つかというのも1つかもしいないですけども、受入れ先があった上でこういうことができますよ、ということ周知していくということですね。

**執行部** 事業者を確定してということではなくて、先ほど、こども未来部長もちょっと申したのですけれども、どこもやらないという状態はありませんので、事業者への周知とほぼ同時に、こういった制度が令和8年から始まりますという周知をしていこうかと考えています。

**委員長（城美 暁 君）** 事業概要は、事業者を募集するなどと同時に、市民に広く周知をしていくと。その間に、引受け先の保育所が、確定次第、また改めて、こういうところが利用できますよということを説明すると。改めてということですね。

**執行部** すみません。今フォローしていただきましたけれども、まさにそのとおりでこのたび条例を上程させていただいて、御審議いただいて成立したら、まずこの制度自体の周知をしっかりと図っていき、まず事業者を中心にこの制度の理解を深めていきたいと思っています。

あわせて、確かに一般の方にとっては、その制度がどこに行ったら利用できるのかというのはあると思います。ただどうしてもそこにタイムラグができるので、その事業者が決まれば、また改めて一般の方向けにこの制度内容とその実施施設も含めた形で周知をさせていただければと思っています。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** こども未来部長、確認ですが、市民の方への周知については今のお話だと、まず事業者に向けて制度の周知をすると聞こえたのですが、市民の方への周知というのを、五十嵐委員が言われていると思うのですが。

事業者がというか、受入れ先が決まっていけないのに、逆に言えば、市民に周知するのかと言うことを聞かれていると思うのですけれども、今のお話だと繰り返しになりますが、まずは事業者に手を挙げてもらうための説明をすると限定的に聞こえたのですが、もう一度確認です。どうですか。

**執行部** すみません。ちょっと私の言葉足らずでした。

今回条例を上程させていただいて成立するというので、この制度自体の周知は、そこで広く一般にも図っていきます。

ただ、私どもとしては、この制度の理解をより深めていただきたいので、まずは事業者の方々、一般の方に対して周知をしないというわけではなくて、同じような形で、報道発表もしますし、ウェブサイトも上げていく。そういった中で、事業者に対しては個別にといいますか、事業者に対しての説明というのはしっかりさせていただくと、そういう情報を持ってです。また、実施事業者が決まったときには、その情報も含めて今度は市民の方にもしっかりと周知をさせていただきたいと考えております。

ですから、この条例が成立した時に、事業者にだけ資料を作って配って周知するというようなことは考えておりません。

市民の方にもやはりこの制度というのを早く知っていただいて、来年の春から始まっていくということは知っていただきたい。

ただ、残念ながら、実施団体がその時点ではお示しができないので、できた段階で改めて市民の方にその情報も含めてお示しをさせていただくということを考えています。

以上です。すみませんでした。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。笠井委員。

**委員（笠井 泰孝 君）** 今の説明で、結局、例えば配置基準も3人に1人とか、1人の方が3人受け持つとすると、そこに人の配置も必要ですし、1人を預かろうと思ったら、何平米がいるという今、説明だったと思うのですけれども、そうすると、そういうことに対して、そういう手を挙げられた事業所に対して、行政から何か特典というか、支援というか、その辺の考え方をちょっとお知らせください。

**執行部** 特にこれに取り組まれる事業者に対して、特典というものはありません。

そして施設給付型ということで、委託料が支払われるようになります。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。松岡委員。

**委員（松岡 伸一 君）** 子供を預ける形では、今ファミリーサポートセンターが行っていると思うのですが、それとの違いを教えてくださいたいのと、併用が可能かということをお教えいただければと。

**執行部** こども誰でも通園制度は、先ほどちょっと申しましたように、まず保育士等の専門職員が中心になってお預かりする制度。そして、理由は問わず、その預けた時間分だけその利用料を御負担いただくという制度です。

ファミリーサポートセンターというのは、提供会員と依頼会員という双方がいらっしゃいまして、提供会員は、保育を預かる方のサービスを提供する会員で、保育士でなくても、子育て経験者でも構わないです。そして、依頼会員は、子供を預けたい方で、この提供会員とファミリーサポートセンターを通じてマッチングをして、子供さんを預けるということで、対象とするお子さんは、こども誰でも通園制度は、ゼロ歳から3歳未満児、そしてファミリーサポートセンターはゼロ歳から小学校卒業までが対象になっている制度です。

ですから、同じ子供さんを一時的に預けるサービスではあるのですが、その担当する職員の資格や、対象とする子供の年齢が多少違ってまいります。

**委員（松岡 伸一 君）** 分かりました。ファミリーサポートセンターは、1時間600円。片や今回は1時間300円で、きちんとした資格があるということで。ファミリーサポートセンターの利用者が減るとかということは考えていますか。

**執行部** ファミリーサポートセンターの預かり事業自体は、保護者にも定着していて利用が割と充足しているものでもあります。とはいえ、まだまだニーズは高まるものだと思いますので、このこども誰でも通園制度ができることで、そちらに影響が出るというのは特には考えていません。

**執行部** すみません。あと補足ですけれども、こども誰でも通園制度というのは、親御さんが、保育施設までお子さんをお連れして、そこで預かっていただく制度になります。

ファミリーサポートセンターは、実は送迎とかもやっていただけます。

例えば、小学校から塾までとか、習い事の会場までとかというような形で、別に親御さんがお子さんをそこまで連れて行かなくても対応できるサービスとなっております。

こども誰でも通園制度があるからといって、ファミリーサポートセンターの利用が、著しく落ちるということは今のところは想定しておりません。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第83号宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次にその他の事項、お諮りします。

このたび、執行部の組織改編に伴いまして、本委員会の所管の一部が変更ということになりましたので、お手元のとおり、継続調査の変更の申出をしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

具体的には、部活動地域展開室がつくられましたので、部活動の地域展開に関する調査について追加するというものです。異議なしということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に本委員会の視察について、10月23日、24日で実施をいたしたいと思えます。

分科会の終了後に、事務局から詳細を説明していただくことになっております。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査等は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

---

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、文教民生委員会を散会します。

——午前11時37分散会——

---

令和7年9月12日

文教民生委員会委員長 城 美 暁